



福祉灯油の申請を受付中です！

冬期間の生活を支援するため、余市町福祉灯油助成事業を実施し対象となる世帯に灯油等の購入に係る費用の一部を助成します。

●**対象世帯** 令和4年1月1日現在（基準日）において、余市町に住所があり在宅している、次の①～③のいずれかに該当する**令和3年度市町村民税が非課税の世帯**。

- ① 独居高齢者世帯（満70歳以上、生活保護世帯を含む）
- ② 重度障がい者世帯（生活保護世帯を除く）
- ③ ひとり親世帯（生活保護世帯を除く）

●**助成金額** 1世帯につき1万円を助成します

●**受付期間** 2月28日（月）まで《受付時間は土・日・祝日を除く午前9時から午後4時30分まで》

●**受付場所** 余市町役場1階 福祉灯油受付窓口（正面玄関右側）

※郵送での申請、または代理人（民生委員等）による申請も受け付けます。

【申請の詳細は、広報よいち12月号折り込みチラシおよび町ホームページに掲載しています。】

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付が困難になった世帯に対し、国が定める基準に基づき減免を実施します。減免の対象要件、申請方法等は次のとおりです。

■**減免の対象となる世帯（要件）**

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和3年中の収入が令和2年と比べて一定以上減少しており、次の全てに該当する世帯

- ・世帯の主たる生計維持者の令和3年中の事業収入等（事業、不動産、山林又は給与収入）のいずれかの収入が、収入の種類ごとに見た場合に、令和2年に比べて3割以上減少している。
- ・世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額が1,000万円以下である。
- ・減少している世帯の主たる生計維持者の収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下である。

*やむを得ない事情を理由に申請が遅れた等の令和2年分については、対象要件の「令和2年」は「令和元年」に、「令和3年」を「令和2年」に読み替えます。

*ただし、次に該当する方は、②の減免対象外です。

- ・世帯の主たる生計維持者の収入が、年金収入のみ（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料）
- ・世帯の主たる生計維持者が、雇用保険の受給資格があり、離職理由コードに伴う軽減の対象となる方（※非自発的失業者）の、給与収入の減少による減免（国民健康保険税）。

※非自発的失業者：失業時点で65歳未満であり、雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者のこと。雇用保険受給資格者証の第1面「⑫離職年月日 理由」欄により判別します。

■**減免の対象となる国民健康保険税および後期高齢者医療保険料**

令和3年4月～令和4年3月納期

■**申請期限**

令和4年3月31日（木）必着 ※お早めに申請ください。

■**申請方法**

- ・申請前に、必ず電話で問い合わせいただきますようお願いいたします。
- ・受付は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送とさせていただきます。

■**その他**

- ・申請書様式および詳細は町ホームページにも掲載しております。ご覧ください。

こちらからホームページ▶



問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121